

制度改正に伴う地域包括支援センター 職員配置の柔軟化について

「介護保険法施行規則及び介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が令和6年3月29日付で公布（令和6年4月1日施行）され、地域包括支援センターの職員配置を柔軟化する改正が行われたことから、改正の趣旨、内容等について説明するもの。

保健福祉部 高齢福祉課 相談支援グループ
令和6年11月21日

改正の趣旨・内容

【改正の趣旨】

センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

(1) 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

(2) 令和5年地方分権改革提案

センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされた。

【改正の内容】

(1) 常勤換算法による職員配置

センターに置くべき常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする。

(2) 複数圏域の高齢者人口に応じた配置基準

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする。質の担保の観点から、1つの圏域に2職種の配置は必要。

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			○

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

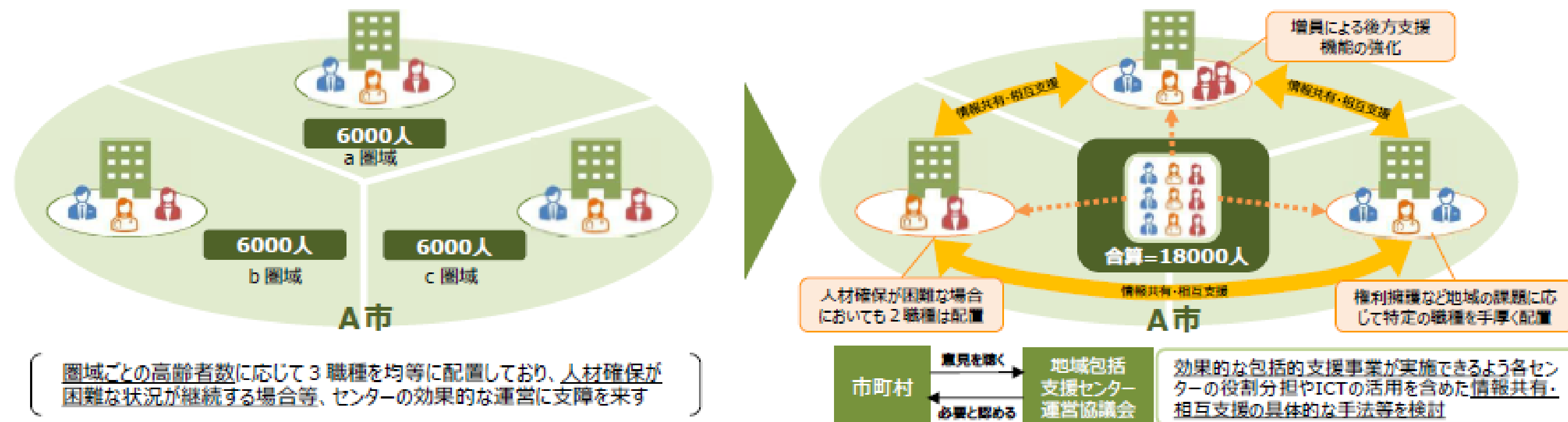
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法
 (viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

国の規則改正の具体的な内容

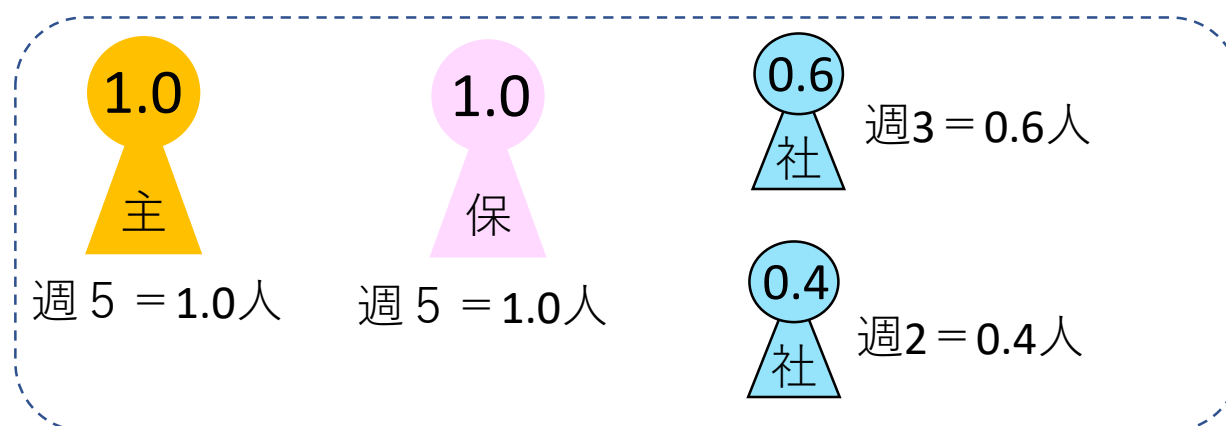
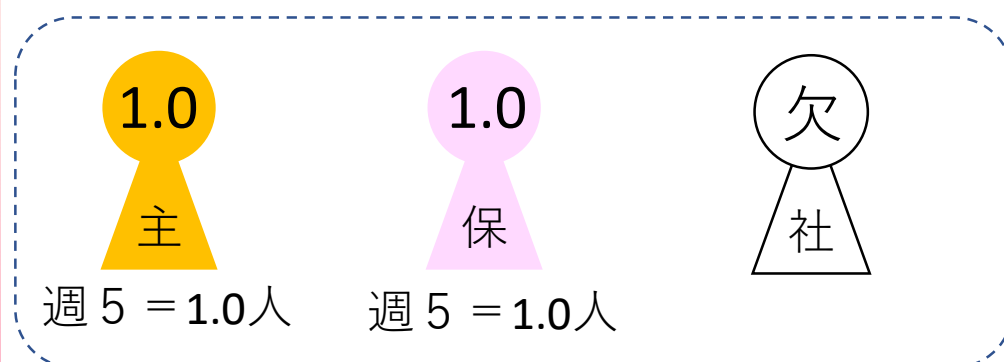
現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して、
地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は



(1) 常勤換算法による職員配置

従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）で除することにより計算する方法。

《例》

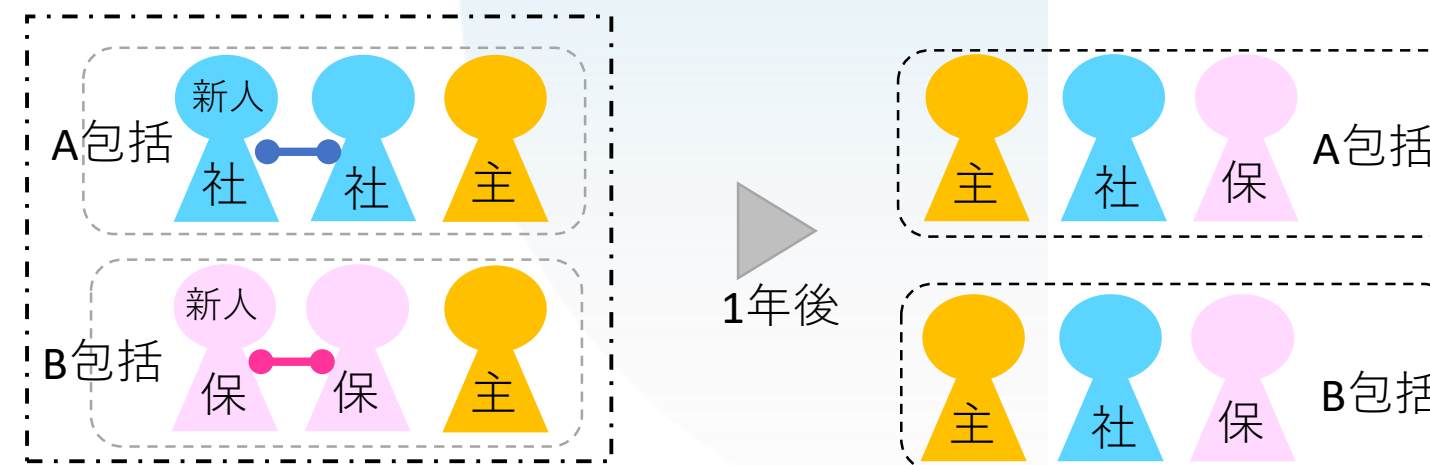


(2) 複数圏域の高齢者人口に応じた配置基準

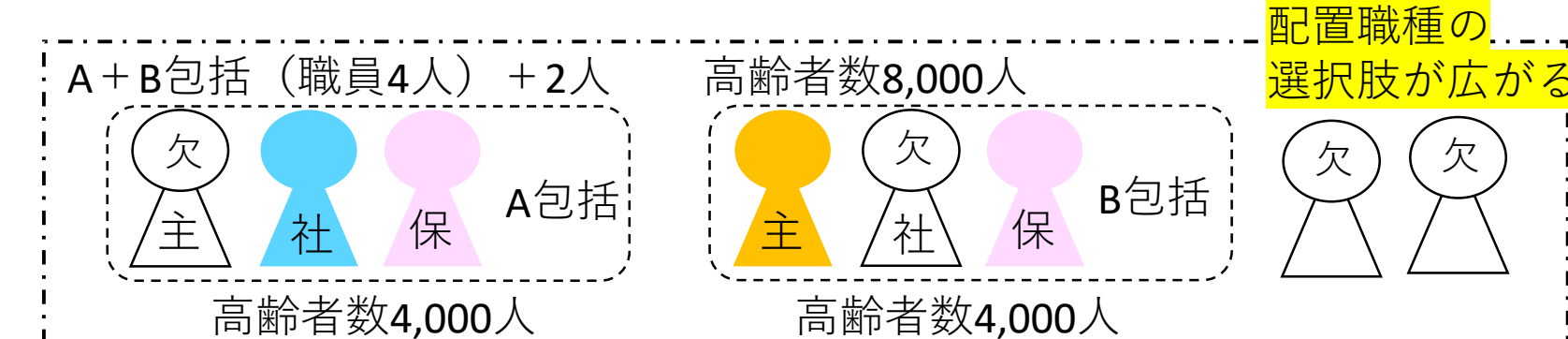
- ✓ 人材確保が困難な場合でも2職種は配置
- ✓ 複数圏域の高齢者人口を合算
- ✓ 3職種を地域の実情に応じて配置



《例1》 同職種の先輩職員のOJTによる人材育成



《例2》 欠員が生じる圏域への柔軟な配置



本市の地域包括支援センター職員配置状況

本市においても、人材確保が困難となっており、複数の地域包括支援センターで常勤職員の欠員が発生しているが、各法人等の企業努力だけでは適切な人員配置を継続することが困難となっている。

欠員が発生しているセンター数



	保健師等	主任介護 支援専門員	社会福祉士
令和5年度	0	2	0
令和6年度 (11月1日現在)	0	1	1

国の規則改正に伴う本市の対応（案）

（１）常勤換算法による職員配置



導入可能

- ・主任ケアマネの職種別会議（9月26日）
- ・センター長会議（10月22日）において、説明済

（２）複数圏域の高齢者人口に応じた配置基準

本市においては課題が多いため
見送る方向

- ①日常生活圏域が25圏域と多いこと
- ②委託先法人が22法人と多いこと



【課題】

- ・どの圏域をまとめるのか
- ・法人が異なる場合の兼任者の取扱い 等

本市における常勤換算方法による職員配置（案）

担当する区域における 第1号被保険者数	人員配置基準	
	改正前	改正後
3,000人未満 (3包括)	常勤専任 4 人 (保 社 主 + 1)	3 人は常勤専任 1 人は常勤換算方法も可
3,000人～6,000人未満 (13包括)	常勤専任 4 人 (保 社 主 + 1)	3 人は常勤専任 1 人は常勤換算方法も可
6,000人～8,000人未満 (6包括)	常勤専任 5 人 (保 社 主 + 2)	4 人は常勤専任 1 人は常勤換算方法も可
8,000人から10,000人未満 (3包括)	常勤専任 6 人 (保 社 主 + 3)	4 人は常勤専任 2 人は常勤換算方法も可



業務の執行管理や円滑な情報共有を可能とする人数として、常勤換算による配置は、

常勤職員 1 人につき、非常勤職員 2 人までとする。

また、常勤換算方法で人員体制が整った場合は、委託料の戻入はしない。

運

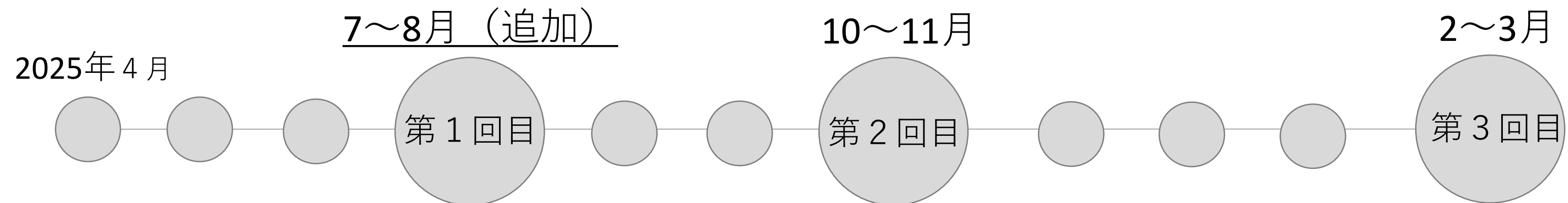
営協議会でご意見をいただきたい内容

地域包括支援センターの職員配置において、常勤換算方法を取り入れる場合に、特に主任ケアマネについて、その役割を踏まえた適切な業務遂行を確保するうえでの課題等について

今後のスケジュール

- ・ 常勤換算法の可否の決定，介護予防支援事業所の指定に関しては，定期的に開催する運営協議会（スケジュール（案））に諮るものとする。

《スケジュール（案）》



- 地域包括支援センター
常勤換算法の可否
- 介護予防支援事業所の
指定の可否
- ※書面開催も検討，
案件がなければ開催なし

- 前年度報告等
- 地域包括支援センター
常勤換算法の可否
- 介護予防支援事業所の
指定の可否

- 前々度運営事業評価報告
- 次年度運営方針（案）
- 地域包括支援センター
常勤換算法の可否
- 介護予防支援事業所の
指定の可否